

現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請に係る事業継続困難事由書

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力 ※	確認 ※
贈与者、被相続人の氏名			

※欄は記入しないでください。この事由書は、現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書に添付して提出してください。

1 判定期間等

- (1) 差額免除の申請事由が生じた日<sup>※1</sup>： 令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日
- (2) (1)の日が属する事業年度の直前事業年度：自令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日～至令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日
- (3) 直前事業年度末の翌日以後申請事由が生じた日までの期間<sup>※2</sup>： A…6ヶ月以内 ・ B…6ヶ月超

※1 差額免除事由が生じた日は、「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書」の「1 この申請に係る事由の別」欄の記載に応じ、その事由が生じた日を記載します。  
2 この期間がA又はBのいずれに該当するかにより、2の(1)から(3)までの各判定における事業年度の範囲が異なります。

2 事業継続困難事由が生じた事情の詳細

次の(1)から(5)までの事由のうち該当する事由にレ印を記入して、その内容を記載してください。なお、該当するものが複数ある場合でも、その該当する全ての事由について記載する必要はありません。

(1) 経常損益金額に係る事由（租税特別措置法施行令第40条の8の5第22項第1号・第40条の8の6第29項第1号）

	①直前の事業年度	②2期前の事業年度	③3期前の事業年度	④4期前の事業年度
イ 経常損益金額 <sup>※</sup>	円	円	円	円
ロ 判定（1(3)がAの場合はイ①～④・Bの場合はイ①～③のいずれか2以上が0未満）				該当 ・ 非該当

※ 会社計算規則第91条第1項に規定する経常損益金額をいいます。

(2) 平均総収入金額に係る事由（租税特別措置法施行令第40条の8の5第22項第2号・第40条の8の6第29項第2号）

	① 直前の事業年度	② 2期前の事業年度	③ 3期前の事業年度	④ 4期前の事業年度	⑤ 5期前の事業年度
イ 総収入金額	円	円	円	円	円
ロ 営業外収益 <sup>※1</sup>					
ハ 特別利益 <sup>※2</sup>					
ニ 平均総収入金額 $\left( \frac{\text{イ}-\text{ロ}-\text{ハ}}{\text{事業年度の月数}} \right)$					
ホ 前事業年度からの増減額	(=①-②)	(=②-③)	(=③-④)	(=④-⑤)	
ヘ 判定（1(3)がAの場合はホ①～④・Bの場合はホ①～③のいずれか2以上が0未満）					該当 ・ 非該当

※1 会社計算規則第88条第1項第4号に掲げる営業外収益をいいます。  
2 会社計算規則第88条第1項第6号に掲げる特別利益をいいます。

(3) 収入負債割合に係る事由（租税特別措置法施行令第40条の8の5第22項第3号・第40条の8の6第29項第3号）

	① 直前の事業年度末	② 2期前の事業年度末
イ 平均総収入金額に6を乗じた金額	((2)=①×6) 円	((2)=②×6) 円
ロ 負債 <sup>※</sup> の帳簿価額		
ハ イーロの金額		
ニ 判定（1(3)がAの場合はハ①又は②・Bの場合はハ①が0以下）	該当 ・ 非該当	

※ 利子（特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項又は同令第40条の8の6第14項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者に対して支払うものを除きます。）の支払の基因となるものに限ります。

□(4) 業種平均株価に係る事由（租税特別措置法施行令第40条の8の5第22項第4号・第40条の8の6第29項第4号）

イ 各判定期間 <sup>※1</sup> における業種平均株価		（類似業種：		業種目番号：		） <sup>※2</sup>		
① 期間		判定期間		前判定期間		前々判定期間		
		令和 令和	年 年	月 月	～ ～	令和 令和	年 年	月 月
② 各月における上場株式平均株価 <sup>※3</sup>	月							円
	月							円
	月							円
	月							円
	月							円
	月							円
	月							円
	月							円
	月							円
	月							円
③ 各月の合計（A）								円
④ 業種平均株価 （各判定期間のA/12）		④			④		④	円
ロ 判定（ ④<④ または ④<④ ）							該当 ・ 非該当	

- ※1 「判定期間」とは直前事業年度の終了の日の1年前の日の属する月から同月以後1年を経過する月までの期間をいい、「前判定期間」とは判定期間の開始前1年間をいい、「前々判定期間」とは前判定期間の開始前1年間をいいます。
- ※2 「類似業種」及び「業種目番号」は、「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書」の6③ハ欄の「特例対象株式等の時価に相当する金額」を求める際に用いた「類似業種」及び「業種目番号」によります。
- ※3 上場株式平均株価は、「類似業種」及び「業種目番号」に応じ「〇年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等について（法令解釈通達）」に定める各月の株価を記載します。

□(5) 特例事業受贈者・相続人等が心身の故障その他の事由により承継会社の業務に従事することができなくなったこと（申請事由が解散の場合を除きます。）（租税特別措置法施行令第40条の8の5第22項第5号・第40条の8の6第29項第5号）

(事由の詳細)

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

※欄は記入しないでください。